

東京都では ディーゼル車規制を実施しています！！

■ 規制の内容は？

東京都環境確保条例（略称）で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車（乗用車を除く）は、**東京都内での走行**が禁止されています。（島しょ地域を除く）

■ どういう車が規制対象なの？

『都内を走行する以下のディーゼル車』です。（登録地は問いません）

ナンバープレートの分類番号

東京 **100**
あ 〇〇ー〇〇

ナンバープレートの 分類番号	規制対象車種（用途）	例示（形状）	備考
100 400 600 など	貨物自動車	トラック （キャブオーバー・トラクターなど） バン	◎自家用、事業用の 種別を問いません。 ◎小型、普通自動車の 種別を問いません。
200 （一部500、700）など	乗合自動車 （乗車定員11人以上）	バス マイクロバス	
800 など	特種用途自動車	冷蔵冷凍車 コンクリート・ミキサー車など	◎乗用車タイプをベー スにしたものは規制 の対象外

※乗用車は、規制対象外。新しい型式（新短期規制以降）のディーゼル車は適合しています。都内走行が可能です。

詳しくは、裏面でチェックしましょう！

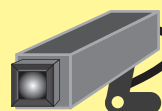
■ 規制対象となる車はどうすればいいの？

- （1）低公害車（EV、ハイブリッド車、CNG車）、ガソリン車や東京都環境確保条例の規制に適合しているディーゼル車などに買い替えてください。
- （2）あるいは、九都県市が指定した粒子状物質減少装置（酸化触媒等）を装着する必要があります。



九都県市指定
粒子状物質減少装置ステッカー

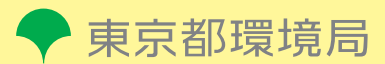
- ・ 装置を装着した場合は、速やかに登録はがき（装置装着データ）を東京都まで送付してください。
- ・ 指定装置の装着証明書は、必ず車両に備え付けてください。
- ・ 指定装置を装着した車両には、九都県市指定粒子状物質減少装置ステッカーを貼ってください。



都は監視カメラで都内走行を確認しています。

◇ 東京都環境確保条例に違反した場合は、運行禁止命令や公表などの行政処分の対象となります。

車検証であなたの車をチェック！



ディーゼル車ですか？

NO

YES

1、2、4、6、8ナンバー車ですか？

NO

YES

※ 8ナンバー車で、乗用車タイプをベースにしたものは、NO
※ 5、7ナンバー車で、乗合自動車（バス、マイクロバス）は、YES

型式は何ですか？

自動車検査証（車検証）の「型式」欄の識別記号を確認してください。（例）「KC-FK123」の『KC』部分

★K、N、P、S、U、W、KA、KB、KC

★KE、KF、KG、KJ、KK、KL、
HA、HB、HC、HE、HF、HM

★KR、KS、HY、HZ、PA、PB、
PJ、PKなどの新短期規制の型式

★ADG、BDG、2PG、2KGなど
の新長期規制以降の型式
（数字・アルファベットの混合3桁）

① ○
（対象外）

② ○
（対象外）

③ ×
（規制対象）

④ × or ○
（要確認）

⑤ ○
（適合）

判定	① ② ⑤	→ ○	⇒ 走行できます
	③ 規制対象です	→ ×	⇒ 走行できません
	④ 確認が必要です	→ × or ○	
	④については、車両によっては規制に適合している車両があります。 メーカー(ディーラー)又は下記の「問い合わせ先」にお尋ねください。		
	※規制の対象であっても九都県市の指定した粒子状物質減少装置を装着すれば 都内走行は可能です。		

※輸入車、改造車、型式欄に識別番号がない場合などは、「問い合わせ先」にお尋ねください。

※車検証の備考欄に「NOx・PM適合」となっている場合、都条例の適否を示すものではありません。

【問い合わせ先】 東京都環境局 環境改善部 自動車環境課

○ ディーゼル車規制相談窓口 TEL 03-5388-3528

e-mail S0000628@section.metro.tokyo.jp

○ 黒煙ストップ110番 TEL 03-5388-3590

○ 東京都環境局ホームページ〈ディーゼル車規制総合情報サイト〉

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/air_pollution/diesel

【受付時間】

祝日など都庁閉庁日を除く
月曜日から金曜日まで
9:00 ~ 17:00

◎ディーゼル車規制は、東京都のほか、埼玉県、千葉県及び神奈川県などでも実施しています。

